

レンタル約款  
(横河RLレンタル物件)

MXモバイリング株式会社（以下「当社」といいます）は、この「レンタル約款」（以下「本約款」といいます）を定め、第1条に定義する「レンタル物件」の利用を希望する法人その他の団体（以下「契約者」といいます）に対して、本約款に基づきレンタルサービスを提供するものとします。

第1条（総則）

1. 本約款は、当社と契約者との間で締結される、レンタル明細書記載のレンタル物件（以下「物件」という）にかかる賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、適用されるものとします。
2. 当社と契約者との間で、別途書面（注文書、契約書、合意書等）により特約または付随条項等を定めた場合は、当該特約または付随条項等は本約款に優先して適用されるものとします。

第2条（レンタル契約の成立）

契約者が、本約款その他当社が定める利用条件を承諾の上、当社所定の手続きによる利用申込みを行い、当社が所定の審査のうえ、その申込みを承諾した時点で、当社と契約者との間で、レンタル契約が成立するものとし、契約者は、レンタル契約成立後、商号、住所、代表者の変更があった場合には、直ちに当社に通知するものとします。なお、契約者は、当社所定の審査の結果、レンタル契約の締結が出来ない場合があること、また審査の内容・理由等の詳細は開示しないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第3条（レンタル起算日）

当社が契約者に物件を引き渡した日の翌月1日を、レンタル期間の起算日とします。ただし、別途書面（注文書、契約書、合意書等）により利用期間を定めた場合は、当該期間の始期をレンタル期間の起算日とするものとします。

第4条（レンタル期間の延長および中途解約）

1. 契約者は、レンタル期間の延長を希望する場合には、レンタル期間の満了日の10日前までに、当社に対して延長を申し込む旨の意思表示を行うものとします。  
なお、レンタル契約の延長の申し込みは、1カ月単位とします。
2. 当社は、契約者から延長の申し込みがあった場合、契約者においてレンタル契約または本約款の違反がない限り、当該延長の申し込みを承諾するものとし、以後の延長についても同様とします。
3. 契約者は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に当社に通知したうえで、物件を当社の指定する場所に返還することにより、当該レンタル契約を解約することができるものとします。また、当社はいつでも自らの判断により、レンタル契約を終了させることができるものとします。

## 第5条（レンタル料金等）

1. 契約者は、当社からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに当社の指定する銀行口座に振込む方法により、当社に支払わなければならないものとします。
2. レンタル料金は月払いとします。ただし、契約者は、運送費その他の費用（物件の引き渡しおよび返還に関わる運送費、消耗品費、その他代金の合計額、以下総称して「その他諸費用」という）を初回レンタル料金支払時に全額支払うものとします。ただし、当社が事前に承認した場合は、別に定める条件によるものとします。
3. 月払いレンタル料金は、物件、レンタル期間により算定されるものとし、第2条の利用申込時に定めるものとします。
4. 第4条第1項または第2項によりレンタル期間が延長された場合の延長時のレンタル料金は、総レンタル期間（既使用期間+延長期間）に応じて当社が別途定める基準により算定された金額とします。
5. 以下の事由により、レンタル契約がレンタル期間満了前に終了した場合のレンタル料金は、レンタル開始日からレンタル終了日までの期間に応じて当社が別途定める基準により算定された金額とします。この場合、契約者は、当社からの請求により、利用申込時に定めたレンタル料金とレンタル期間変更後のレンタル料金との差額を、当社に対して支払うものとします。
  - ① 第4条第3項によりレンタル契約が中途解約された場合。
  - ② 物件の紛失・滅失その他当社の責によらない事由によりレンタル契約がレンタル期間満了前に終了した場合（第12条の場合を除く）。
6. 当社は前各項のレンタル料金の算定基準を諸般の事情により変更できるものとします。

## 第6条（物件の引き渡し）

当社は、物件を契約者の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとします。

## 第7条（物件の引き渡しおよび返還に関わる費用等）

1. 物件の引き渡しおよび返還に関わる運送の手配は当社が行うものとします。
2. 物件の引き渡しおよび返還に関わる運送費等のその他諸費用は契約者の負担とし、初回レンタル料の支払時に全額支払うものとします。
3. その他諸費用は当社が別途定める料金によるものとします。

## 第8条（担保責任）

1. 契約者が物件の引き渡しを受けた後、2日以内に物件の性能の欠陥につき、当社に通知しなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で契約者に引き渡されたものみなします。
2. 当社は契約者に対して、引き渡し時において、物件が正常な性能を備えていることのみを担保するものとし、物件の商品性、契約者の使用目的への適合性、その他の事項については担保しないものとします。

#### 第9条（レンタル物件修理または取り替え）

1. 当社は、契約者がレンタル期間中に、契約者の責によらない事由に基づき物件に生じた性能の欠陥により、物件が正常に作動しない場合、物件を修理しまたは取り替えるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、当該物件の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、当該レンタル契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、物件の使用不能の状態、その他の事情を考慮して、使用不能期間中のレンタル料金を日割り計算により減免することができるものとします。
4. 当社は、物件が正常に作動しないことに関し、本条第1項または第3項に定める以外の責任を負わないものとします。

#### 第10条（物件の使用保管管理）

1. 契約者は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管しなければならないものとし、この使用、保管に要する費用は契約者の負担とするものとします。
2. 契約者は、当社の書面による事前承諾を得ることなく、次に定める行為をしてはならないものとします。
  - ① 物件の譲渡、転貸、改造をすること。
  - ② 物件を第6条所定の設置場所以外に移動すること。
  - ③ 物件に貼付された当社または所有者の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること。
  - ④ 物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
3. 契約者は、物件が他からの強制執行その他の法律あるいは事実的な侵害を蒙らないようにこれを保全するとともに、仮に、そのような事態が発生した時は直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態の解消を図らなければならないものとします。
4. 前項の場合において、当社が物件保全のために必要な措置をとった場合、契約者は、その一切の費用を負担するものとします。
5. 契約者は、物件の占有中、物件自体または物件の設置・保管・使用を原因として、第三者に損害を与えた場合、契約者が当該損害を賠償しなければならないものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。

#### 第11条（使用地域の範囲）

1. 契約者は、物件を日本国内においてのみ使用できるものとします。
2. 契約者が物件を輸出する場合、事前に当社に通知し、承諾を得るものとします。ただし、契約者は日本および輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとします。
3. 契約者が物件を輸出する場合、当社は第9条の責任は負担せず、また、第14条は適用されないものとします。

#### 第12条（物件の使用保管管理義務違反）

契約者が自己の責による事由に基づき、物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ）毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）または汚損した場合は、契約者は当

社に対して代替物件（新品）の購入代価相当金額、または物件の修理代を支払わなければならないものとし、また、当社にその他の損害があるとき契約者はこれを賠償するものとし、この場合、物件の使用の可否にかかわらず、レンタル契約の終了月までレンタル料金が発生するものとし、契約者は当該レンタル料金の支払義務を免れないものとし、

#### 第13条（ソフトウェアの複製等禁止）

契約者は物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」という）に関し、次の行為を行ってはならないものとし、

- ① 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、または、その再使用権設定を行うこと。
- ② ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。
- ③ ソフトウェアを複製すること。
- ④ ソフトウェアを変更または改作すること。

#### 第14条（契約者の通知義務）

1. 物件に保険事故が発生した場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知するものとし、
2. 物件が修理を要し、または物件について権利を主張する者があるときは、契約者は遅滞なく、これを当社に通知しなければなりません。

#### 第15条（契約違反等による解除）

当社は、契約者が次の各号の一つに該当するに至った場合、催告を要することなくレンタル契約を解除することができるものとし、

この場合、契約者は当社に対して速やかに物件を返還し、かつ、未払いレンタル料金、その他一切の金銭債務全額を直ちに支払い、さらに当社に損害があるときは、これを賠償しなければならないものとし、

- ① レンタル料金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- ② 契約者の営業の休廃止、解散。
- ③ 契約者が他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申し立てがあったとき。
- ④ 信用状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- ⑤ 契約者が支払いを停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき、もしくは発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき。
- ⑥ 契約者の営業が引き続き不振であり、または、契約者の営業の継続が困難であると当社が判断したとき。
- ⑦ その他契約者が本約款に違反したとき。

#### 第16条（物件の返還）

1. 契約者は、当社に対してレンタル期間終了日の翌日までに、物件を当社の指定する場所に返還するものとし、ただし、レンタル契約の解約、または解除がなされた場合、

- 契約者は即日、物件を賃貸人の指定する場所に返還しなければならないものとします。
2. 物件にデータ（電子的情報）が記録されている場合、契約者は自らの責任と費用負担により当該データを消去して賃貸人に返還するものとします。万が一、残存したデータの漏洩等により、賃借人および第三者に損害が発生した場合も、当社は一切責任を負わないものとします。
  3. 契約者の責に帰すべき事由により物件を滅失または紛失し物件を返還期限に賃貸人に返還できないとき、あるいは毀損または汚損した物件を返還したときは、契約者は当社に対して、物件についての損害賠償として第12条に定めるところにより、当該損害を賠償するものとします。

#### 第17条（物件返還の遅延の損害金）

契約者が、当社に対して物件の返還をなすべき場合、契約者がその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還の完了日まで、1カ月当たりレンタル料金（基本料金）相当額の損害金を当社に支払うものとします。この場合、損害金の計算については、1カ月単位で計算し、日割り計算はしないものとします。

#### 第18条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、レンタル契約の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称する）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用して認められる関係を有すること。
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤ その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為。
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③ 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
  - ⑤ その他、前各号に準ずる行為。
3. 契約者または契約者の役員が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、

もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、当社は、催告を要しないで通知のみで、レンタル契約を解除することができ、解除に伴う措置については第15条、第17条および第19条が適用されるものとします。

4. 前項の当社の権利行使により、契約者または契約者の役員に損害が生じても、当社は一切これを賠償する責を負わないものとします。

#### 第19条（遅延利息）

契約者がレンタル契約による金銭債務の履行を遅延した場合、支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を支払うものとします。

#### 第20条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他当社の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の当社の履行遅延または履行不能については、当社は何らの責をも負担しないものとします。
2. 前項の場合、当社はレンタル契約の全部または一部を変更または終了することができるものとします。この場合契約者は、当社の指示内容に従うものとします。

#### 第21条（裁判管轄）

当社および契約者は、レンタル契約に関する紛争解決について、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第22条（消費税等の負担）

消費税は、契約者の負担とします。消費税額はレンタル契約の成立日の税率により計算したものとし、消費税額が増額された場合には、契約者は直ちにその増額分を当社に支払うものとします。

#### 第23条（通知の方法・本約款の変更）

1. 当社から契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面又は電子メールの送付、その他当社所定の方法によるものとし、当社が通知したときから効力が生じるものとします。
2. 本約款は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本約款に定める各条件については、同法第548条の4に基づいて変更することができ、かつ、当社が前項に定める周知方法により、効力発生日までに契約者へ周知することにより、個別承諾を得ることなく、本約款を変更することができ、レンタル期間中のものを含み、変更後の本約款の条項が適用されるものとします。

以上

付則

2026年4月21日 制定